

## 本人外収集に関する事項（本人通知について）

項 目	内 容
業務・事業の名称	特別定額給付金事業
収 集 の 相 手 方	1 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（小規模住居型児童養育事業・里親・障害児入所施設・指定発達支援医療機関・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業の場合） 2 市区町村（障害者支援施設・のぞみの園の場合） 3 都道府県（婦人保護施設の場合） 4 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設及び母子生活支援施設の場合）
収 集 す る 個人情報の項目	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地（施設名） 入所等年月日 退所等年月日
本人以外のものから収集する理由及び状況	施設入所等児童等については、施設所在自治体が特別定額給付金の支給を行うなど特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととされている。当該情報提供が行われなかった場合、原則どおり申請・受給権者である世帯主に給付が行われることにより、施設入所等児童等が給付を得られなくなるおそれがある。そのため、墨田区個人情報保護条例第8条第2項第3号の規定を適用することにより、入所の措置等を行った自治体から当該施設入所等児童等に係る個人情報を本人外収集している。
収 集 の 方 法	該当者のリストを、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を利用した電子メール又は郵送により収集する。 LGWAN...国、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内 LAN）を相互に接続したもので、インターネット網には直接接続していないなど、高度なセキュリティが確保された行政専用のネットワークである。
本 人 通 知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 墨田区が施設所在自治体であって、申請書の送付を行う者に対しては、その際に併せて通知する。 墨田区が住民票所在自治体又は措置等自治体であって、申請書の送付を行わない者に対しては、本人外収集したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。
備 考	施設入所等児童等について、墨田区が住民票所在自治体である場合は、保護者に情報が流出することを防ぐため、施設所在地（施設名）の情報は収集しない。
問 合 せ 先	福祉保健部 厚生課 特別定額給付金担当

## 目的外利用に関する事項（本人通知について）

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記 録 名	項 目
	1 障害者支援施設等入所者リスト (福祉保健部障害者福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
	2 救護施設、更生施設及び日常生活支援住居施設入所者リスト (福祉保健部生活福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
	3 母子生活支援施設入所者リスト (福祉保健部生活福祉課保有)	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地(施設名) 入所等年月日 退所等年月日
	4 虐待による入所等障害者リスト (福祉保健部障害者福祉課保有)	氏名 住所 生年月日 性別 入所等年月日 退所等年月日
目的外利用する 業務・事業の名称	特別定額給付金事業	
目的外利用の 必要性及び状況	<p>1 施設入所等児童等の把握 施設入所等児童等については、施設所在自治体が特別定額給付金の支給を行うなど特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととされている。当該情報提供が行われなかった場合、原則どおり申請・受給権者である世帯主に給付が行われることにより、施設入所等児童等が給付を得られなくなるおそれがある。そのため、墨田区個人情報保護条例第15条第1項第3号の規定を適用することにより、墨田区が入所の措置等を行った当該施設入所等児童等に係る個人情報を目的外利用している。</p> <p>2 虐待を受けて入所の措置等が採られている障害者及び高齢者の把握 養護者等から虐待を受けて施設への入所の措置等が採られている障害者及び高齢者については、住民登録上養護者と同一世帯であっても、養護者による代理申請等は認めないことから、これらの者を特定するために、墨田区個人情報保護条例第15条第1項第3号の規定を適用することにより、当該障害者及び高齢者に係る個人情報を目的外利用している。</p>	

目的外利用の方法	該当者のリストの作成（紙媒体又は電子媒体）
本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 記録名 1～3 について 墨田区が施設所在自治体であって、申請書の送付を行う者に対しては、その際に併せて通知する。 墨田区が住民票所在自治体又は措置等自治体であって、申請書の送付を行わない者に対しては、目的外利用したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報利用について、区ホームページ等により周知を行う。 記録名 4～5 について 墨田区が申請書の送付を行う者（措置入所等障害者・高齢者）に対しては、その際に併せて通知する。
備考	
問合せ先	福祉保健部 厚生課 特別定額給付金担当

## 外部提供に関する事項（本人通知について）

項 目	内 容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記 録 名	項 目
	1 障害者支援施設等入所者リスト （福祉保健部障害者福祉課保有）	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地（施設名） 入所等年月日 退所等年月日
	2 救護施設、更生施設及び日常生活支援住居施設入所者リスト （福祉保健部生活福祉課保有）	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地（施設名） 入所等年月日 退所等年月日
	3 母子生活支援施設入所者リスト （福祉保健部生活福祉課保有）	氏名 生年月日 性別 住民票所在地 施設所在地（施設名） 入所等年月日 退所等年月日
外部提供の相手方	施設所在自治体及び住民票所在自治体	
外部提供の理由及び状況	<p>施設入所等児童等については施設入所等児童等については、施設所在自治体が特別定額給付金の支給を行うなど特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととされている。当該情報提供が行われなかった場合、原則どおり申請・受給権者である世帯主に給付が行われることにより、施設入所等児童等が給付を得られなくなるおそれがある。そのため、墨田区個人情報保護条例第16条第1項第3号の規定を適用することにより、墨田区が入所の措置等を行った施設入所等児童等に係る個人情報を、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し外部提供している。</p>	
提供の方法	<p>該当者のリストを、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を利用した電子メール又は郵送により提供する。</p>	
本人通知	<p><input checked="" type="checkbox"/> できる  <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由）                      墨田区が施設所在自治体であって、申請書の送付を行う者に対しては、その際に併せて通知する。                      墨田区が住民票所在自治体又は措置等自治体であって、申請書の送付を行わない者に対しては、外部提供したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。</p>	
備 考	<p>住民票所在自治体に対しては、保護者に情報が流出することを防ぐため、施設所在地（施設名）の情報は提供しない。</p>	
問 合 せ 先	福祉保健部 厚生課 特別定額給付金担当	